岩手県告示第 214 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 3 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 路線名 江刺室根線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 一関市大東町大原字下七切29番3地先から字七切421番地先まで
 - イ 一関市大東町大原字稗ノ沢15番5地先から字町裏134番地先まで
 - ウ 一関市大東町大原字立町 39番2地先から字町裏16番1地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成21年3月26日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 平成21年3月13日から同年4月13日まで
- 2(1) 路線名 世田米矢作線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 陸前高田市矢作町字馬越 133 番 20 地先内
 - イ 陸前高田市矢作町字馬越 133 番9地先から 133 番20 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成21年3月13日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成21年3月13日から同年4月13日まで